

## 1. 墓地、埋葬等に関する法律とは

### お墓等を建てるには市の許可が必要です!!

平成24年4月1日より「墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等の監督権限」が県から市へ移譲されました。これにより、お墓等を建てるには市の許可が必要となります。

墓地の設置や埋葬等の行為は国民の宗教的感情に根ざし、社会慣習として行われているため、これらの行為は基本的に尊重されるべきものです。

しかし、墓地は公共へのインパクトが大きいため、どこにでも設置できるものではありません。

墓地の許可制度は「公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われる」ようにする観点から設けられているものであり、市長の許可処分もこの趣旨に沿って行われます。

墓地、埋葬等に関する法律は、全体として国民の利益ないし国民全体の利益の保護を目的としているのであり、国民の個別的な利益を保護するためのものではありません。

墓地の設置・経営にあたっては、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことから、市町村によることが望ましく、沖縄の習俗である個人墓は原則として認められていません。

本県の墓制は、伝統的に門中墓等の個人墓が優位に展開してきたため、公営墓地の整備が遅れている状況にあります。

民間業者が墓地用地を分筆販売して、複数の個人墓を設置するのは、この法律の趣旨に反した行為となります。

また、やむを得ず個人墓を設置する場合にも、「糸満市墓地等の経営許可等に関する規則等」に掲げられた基準に適合するばかりでなく、市の土地利用計画等の支障にならないことなどの諸条件を満たさなければ、市長の許可を受けることができません。



●墓地を設置・経営しようとする場合、市長の許可が必要です。



●個人墓は原則として認められません。

## 2. 墓地の申請手続について

墓地を設置経営しようとする者は、墓地、埋葬等に関する法律により市長の許可を受けなければなりません。許可を受けるには、申請書に次の書類を添付し、提出してください。

| 添付書類                           | 市町村 | 法人 | 団体等 | 個人 |
|--------------------------------|-----|----|-----|----|
| ① 定款又は寄附行為の写し                  |     | ○  |     |    |
| ② 敷地の登記事項証明書（他人の所有の場合は使用承諾書）   | ○   | ○  | ○   | ○  |
| ③ 付近見取図（周囲 200 メートル以内）及び当該地の公図 | ○   | ○  | ○   | ○  |
| ④ 墳墓の配置平面図及び側面図等（寸法メートルで記載）    | ○   | ○  | ○   | ○  |
| ⑤ 農業委員会の意見書（地目が畑の場合）           | ○   | ○  | ○   | ○  |
| ⑥ 自治会長の意見書                     | ○   | ○  | ○   | ○  |
| ⑦ 隣接地主及び居住者等の同意書（個人墓地の場合、説明書）  | ○   | ○  | ○   | ○  |
| ⑧ 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）          |     | ○  |     |    |
| ⑨ 責任役員会等の議事録の写し及び管理運営等の規則の写し   | ○   | ○  | ○   |    |
| ⑩ その他、市長が必要と認める書類              | ○   | ○  | ○   | ○  |

## 3. 墓地の構造及び設置場所の基準について

墓地等の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的に、次の基準を設けております。

〈 構造（墓地） 〉

ア. 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならない。

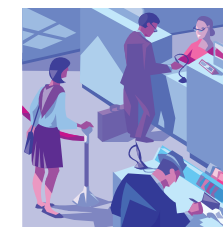
イ. 通路の有効幅員は、1 メートル以上とする。

ウ. 通路及び墓庭は、砂利又は芝等を敷設し、雨水の浸透が可能な構造とすること。

エ. 墳墓の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。

オ. 墓地区域面積の 3 割以上の緑地を適正に配置すること。

※ 個人墓地の場合は、イ及びオは適用しない。



●書類審査

〈 設置場所（墓地） 〉

ア. 国道、県道その他主要道路及び河川から 30 メートル以上離れていること。

イ. 公園、学校、病院その他公共的施設、又は人家から 100 メートル以上離れていること。

ウ. 水源を汚染するおそれのない場所であること。

エ. 地滑り防止区域、又は急傾斜地崩壊危険区域に設置しないこと。

オ. 周辺的美観を損ねることがないこと。

※ 個人墓地の場合は、ア及びイは適用しない。



●現地調査

## 4. 他法令との関係（必要に応じ許可等を受けなければなりません。）

経営許可申請を行う場合、原則として他法令の許可又は確認等を受ける必要があります。

他法令とは、おおむね次のようなものがあります。

1. 国土利用計画法
2. 宗教法人法
3. 都市計画法
4. 土地区画整理法
5. 沖縄県県土保全条例
6. 建築基準法
7. 自然環境保全法・沖縄県自然環境保全条例
8. 自然公園法・沖縄県自然公園条例
9. 森林法
10. 地方自治法
11. 都市公園法
12. 農業振興地域の整備に関する法律
13. 農地法
14. その他（土地収用法等）